

施設使用料の見直しについて

1. 施設使用料の見直しに係る基本的な考え方

【出雲市行財政改革大綱】

- 使用料・手数料については、受益に係る対価としての性格を持つため、受益を受けないものとの公平性を考慮して見直します。特に、施設の使用料については、多額の経費を要している公共施設の維持管理費を賄う上でも、利用状況や施設の規模、用途等を勘案した均衡ある新たな料金体系を整備していきます。
 - ・ 応分な受益者負担
 - ・ 施設等の適正な使用料の設定

【実施計画】

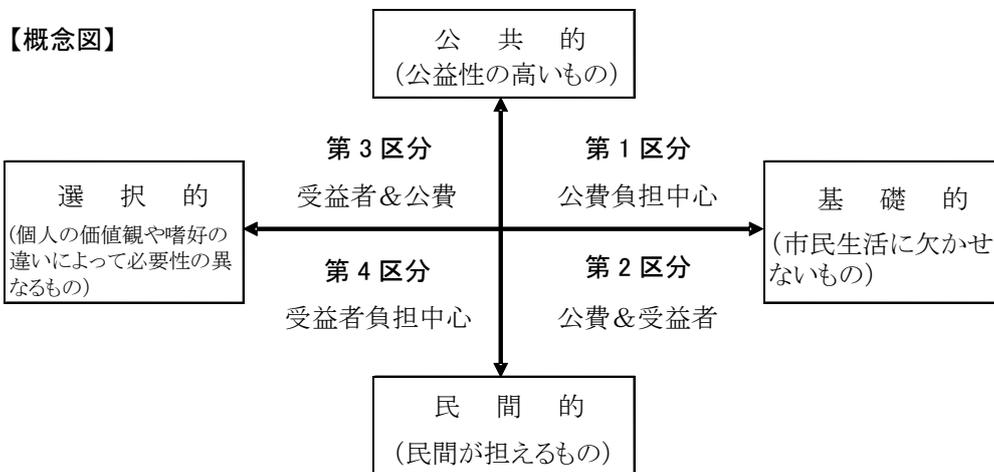
- 施設を利用する人・しない人の中で負担の公平性を保持するため、施設使用者（受益者）に応分な負担となるような使用料の設定
- 施設等の維持管理費における使用料の割合を考慮した設定
- 類似施設・使用用途を考慮し、施設間の均衡ある使用料の設定

2. 見直しの方針（平成26年度7月中間全協及び9月議会初日全協で報告済）

(1) 第1段階：現行使用料を算出基礎とし使用料の統一を図る。

- ①スポーツ関連施設・・・ 合併時に統一使用料を設定済。ただし、平田スポーツ公園については、今回、類似施設と同額に統一
- ②ホール施設・・・・・・ ホールの**座席数**に応じた統一使用料を設定
- ③会議室等・・・・・・ 会議室等の**面積**に応じた統一使用料を設定

(2) 第2段階：維持管理費に対する受益者負担率に応じた使用料を設定する。



○施設区分毎に維持管理費に対する受益者負担率を定め、それに応じた使用料の設定を行います。

※維持管理費：人件費、光熱水費、委託料及び小修繕費

・スポーツ関連施設	：受益者負担率	50%以上（第3区分）
・ホール施設・会議室	：受益者負担率	50%以上（第3区分）

○新使用料は統一後の使用料の1.5倍を超えないように設定する。

3. 施設区分毎の新使用料（平成26年度9月議会初日全協で報告済）

① 体育館

- ・直近3年（H23～25年度）の平均受益者負担率：28.8%
- ・新使用料設定の考え方；現行使用料の1.5倍までとします。

規模区分	統一使用料(時間)	新使用料(時間)
660㎡未満	514円	700円
660㎡以上1,300㎡未満	1,028円	1,500円
1,300㎡以上	1,542円	2,000円

② 野球場（ドームを含む）

- ・直近3年（H23～25年度）の平均受益者負担率：40.7%
- ・新使用料設定の考え方；現行使用料の1.2倍までとします。

分類	統一使用料(時間)	新使用料(時間)
公式戦を開催できるグラウンド並びにスタンドが整備された施設	1,542円	1,800円
公式戦の開催が困難な施設	1,028円	1,200円
出雲健康公園（出雲ドーム）	3,086円	3,600円

③ サッカー場

- ・直近3年（H23～25年度）の平均受益者負担率：13.2%
- ・新使用料設定の考え方；統一使用料の1.5倍までとします。

施設名等	統一使用料(時間)	新使用料(時間)
出雲健康公園多目的広場（芝生）	2,057円	3,000円
長浜中央公園（芝生）		
平田スポーツ公園（芝生）		

④ テニス場、スケート場

- ・直近3年（H23～25年度）の平均受益者負担率が、テニス場は57.4%、スケート場は74.2%であり、改正は行いません。

⑤ ホール施設

- ・直近3年（H23～25年度）の平均受益者負担率：33.7%
- ・新使用料設定の考え方；統一使用料の1.5倍までとします。

座席数	統一使用料(時間)	新使用料(時間)
300席未満	1,000円	1,500円
300席以上500席未満	2,000円	3,000円
500席以上1,000席未満	3,000円	4,500円
1,000席以上	6,000円	9,000円

⑥ 会議室

- ・直近3年（H23～25年度）の平均受益者負担率：33.7%
- ・新使用料設定の考え方；統一使用料の1.5倍までとします。

面積	統一使用料(時間)	新使用料(時間)
25㎡未満	200円	300円
25㎡以上50㎡未満	350円	500円
50㎡以上75㎡未満	550円	800円
75㎡以上100㎡未満	750円	1,000円
100㎡以上150㎡未満	1,000円	1,500円
150㎡以上300㎡未満	1,800円	2,500円
300㎡以上	2,500円	3,500円

4. 新たに施設使用料を設定する施設

- ① 幼稚園、小学校、中学校：屋内運動場、遊戯室、特別教室等
- ② コミュニティセンター：会議室等
- ③ 出雲科学館：会議室、多目的室等
- ④ 図書館：会議室、多目的室等
- ⑤ 地域福祉センター：会議室、多目的室等
(平田福祉館、多伎地域福祉センター、湖陵福祉センター、大社健康福祉センター)
- ⑥ 多伎健康増進センター：アリーナ等
- ⑦ 出雲勤労青少年ホーム：会議室
- ⑧ 平田愛宕山庭球場：テニスコート

5. 個別施設の取扱いに係る特記事項

(1) スポーツ関連施設

○野球場、サッカー場について、高校生以下のスポーツ利用の支援のため、低料金の設定を全市に拡大

○体育館についても同様の観点から新たに低料金（中学生以下料金）を設定

(2) 幼稚園、小学校、中学校の施設

○使用料を免除する場合

- ・官公署及びそれらに属する団体が公共のために使用する場合
- ・PTA、後援会等の学校関係団体が、教育の目的のために使用する場合
- ・町内会、自治会等の地域関係団体が、地域住民全体の福利のために使用する場合
- ・社会教育団体が主催する活動のため使用する場合で、市内に在住する中学生以下の子どもを対象とした活動に使用する場合

(3) コミュニティセンター

○使用料を徴収する場合

- ・個人や私的なグループ、事務所、事業組合などの限られた目的のための使用
- ・市外住民の使用
- ・営利団体の使用（通常単価の倍額）